

利用料金の減免に関する注意点について

障がい者の減免には、以下の証明書
(**原本**)が必要となります。

利用目的の異なる「**受給者証**」などは、
対象外となりますので、ご注意ください。

身体障害者手帳

療育手帳 または

判定書（児童相談所、知的障害者更生相談所）

精神障害者保健福祉手帳

障害者手帳アプリ「ミライロID」
も証明となります